柏原市ブロック塀等撤去補助金交付要綱

柏原市ブロック塀等撤去補助金交付要綱施行細則

令和８年４月

柏　原　市

柏原市ブロック塀等撤去補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、平成３０年６月１８日に発生した大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀等の倒壊被害を受け、道路等に面した安全性の確認が出来ないブロック塀等の撤去工事を行う者に対して、予算の範囲内において柏原市ブロック塀等撤去補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地震時の道路等の通行の安全、迅速な避難の為の経路の確保を促進し、市内の人的・経済的な被害の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 道路等　柏原市住宅･建築物耐震改修促進計画に定めるブロック塀等の安全対策（ブロック塀等安全確保に関する事業）の対象となる道路とし、次の各号いずれかに該当するものとする。

ア　柏原市地域防災計画に定める緊急交通路

イ　緊急車両が防災拠点又はアの緊急交通路から救急病院、広域緊急交通路、広域避難地、災害用臨時ヘリポート、水門、ポンプ場、消防水利等の災害時重要となる場所に至るまでの経路

ウ　住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る経路

(2) ブロック塀等　コンクリートブロック塀、石塀、コンクリート塀、レンガ塀、土塀、その他これらに類するものをいう。

(3) 増積擁壁　擁壁上に別構造体で継ぎ足された擁壁部分をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) ブロック塀等を所有する個人（ブロック塀等を設置している土地に建築物が存する場合は建築物の所有者が対象となり、当該土地に建築物がない場合は、土地の所有者が対象となる。）であって、当該ブロック塀等を撤去する者

(2) 固定資産税及び都市計画税の滞納がない者

（補助対象工事等）

第４条　この要綱による補助金の交付の対象となるブロック塀等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に設置されたものであって、道路等に面しているもの

(2) 高さが６０センチメートル以上のもの。ただし、ブロック塀等と道路等の間に開渠

の水路が存する場合は、６０センチメートル以上かつ水路幅以上のもの。
(3) ブロック塀等の高さがブロック塀等と道路境界線までの水平距離より高いもの
２　この要綱による補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は前項のブロック塀等に係る工事であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
(1) 道路等に面するすべてのブロック塀等が、高さ６０センチメートル未満になること。
(2) ブロック塀等の撤去を施工業者に委託して行うものであること。
(3) 撤去するブロック塀が増積擁壁と一体又は、その上に築造されている場合は、増積擁壁自体が解消されていること。
(4) 柏原市木造住宅除却補助金交付要綱（平成３０年４月１日制定）に基づく補助金の交付を受けていないこと。
(5) 補助金の交付は、同一敷地につき１回限りとする。
(6) 土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定による収用その他国又は、地方公共団体における公共事業のための収用に伴う移転補償の対象となってはいないこと。
３　前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるブロック塀等の撤去工事については、補助対象工事とすることができる。
４　ブロック塀等の所有者と土地所有者が異なる場合、ブロック塀等が共有である場合は、当該補助対象工事の撤去工事を行うことについて、協議が整っていなければならない。

第５条　削除

（補助対象費用）
第６条　補助の対象費用は、補助対象工事に要する費用（運搬費、処分費、仮設費及び諸経費等を含む。）とする。

（補助金の額）
第７条　補助金の額は、次の各号のいずれか低い額とする。
(1) 補助対象工事に要した費用の２分の１
(2) 撤去費用（ブロック塀等の見附面積に１３，０００円/㎡を乗じた額）の２分の１
(3) 限度額２００，０００円
２　前項の補助額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）
第８条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、撤去工事を実施する前に柏原市ブロック塀等撤去補助金交付申請書（様式第１号）に市長が別に定める必要書類を添え、指定期日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び通知）
第９条　市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めた

ときは、補助金の交付を決定し、柏原市ブロック塀等撤去補助金交付決定通知書（様式第２号）により当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該補助金の交付について条件を付けることができる。

２　市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、柏原市ブロック塀等撤去補助金不交付決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

（工事の着手）

第１０条　前条第１項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該通知書を受け取った日からおおむね３０日以内に撤去工事に着手するものとし、着手したときは直ちに柏原市ブロック塀等撤去工事着手届（様式第４号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（工事の変更及び中止）

第１１条　補助決定者は、第８条に規定する補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、柏原市ブロック塀等撤去補助金交付変更申請書（様式第５号）に市長が別に定める必要書類を添えて市長に申請し、あらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に変更が生じない場合は、柏原市ブロック塀等撤去計画変更届（様式第６号）に市長が別に定める必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があった場合において、内容を審査し、適当と認めるときは補助決定者に対し柏原市ブロック塀等撤去補助金交付変更決定通知書（様式第７号）により通知を行うものとする。その場合において、必要と認めるときは補助金の額その他補助金の交付決定に係る内容等を変更することができる。

３　補助決定者は、工事を中止しようとするときは、あらかじめ柏原市ブロック塀等撤去工事中止届（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

（工事完了報告）

第１２条　補助決定者は、工事完了後、柏原市ブロック塀等撤去工事完了報告書（様式９号）に市長が別に定める必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　前項の規定による工事完了報告は、撤去工事の完了した日から３０日以内に報告するよう努めるものとし補助金の交付申請にかかる会計年度の３月１５日までには、市長に報告しなければならない。

３　市長は、必要があると認めるときは、補助事業の適切な施工の確認のため、現地において完了検査を行うことができる。

（補助金の額の確定）

第１３条　市長は、前条の規定により工事完了の報告書を受理したときは、当該報告書等の内容を審査し、撤去工事が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、柏原市

ブロック塀等撤去補助金交付額確定通知書（様式第１０号）により、速やかに補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１４条　補助決定者は、前条の規定による補助金の交付額確定の通知を受けたときは、補助金の交付申請にかかる会計年度の３月末日までに柏原市ブロック塀等撤去補助金交付請求書（様式第１１－１号）に市長が別に定める必要書類を添えて、市長に補助金の交付を請求するものとする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

２　補助決定者が前項の補助金を請求するにあたり、その受領についての権限を、ブロック塀等の撤去を行った建築業者等（以下「撤去事業者」という。）に委任する場合は、前項に加え、補助金の代理受領に係る委任状（様式第１１－２号）を添付しなければならない。

（補助金の交付）

第１５条　市長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助決定者に対し補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第１６条　市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。

(4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

(5) 第１１条第３項に規定する中止届が市長に提出されたとき。

(6) 第１４条に規定する補助金の交付請求書が特別な理由なく会計年度の３月１５日までに市長に提出されないとき。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

(7) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適当であると認められるとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、柏原市ブロック塀等撤去補助金交付（交付変更）決定取消通知書（様式第１２号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１７条　市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助決定者に当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、柏原市ブロック塀等撤去補助金返還命令書（様式第１３号）により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補助決定者に対する指導）

第１８条　市長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、必要があると認める場合、

補助決定者に対し、報告を求め、必要な指導及び助言をすることができる。

（書類の保存）

第１９条　市長は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助金の交付決定を行った年度の翌年度から起算して、５年間保管しなければならない。

（委任）

第２０条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（施行期日）

附　　則

１　この要綱は、平成３０年８月２７日から施行する。

（補助金の交付申請等の特例）

２　平成３０年６月１８日から平成３０年１０月２７日までの間に補助対象工事に着手した場合は、第５条の規定にかかわらず、事後において補助金の交付申請をすることができる。この場合において、柏原市ブロック塀等撤去補助金交付申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 付近見取り図

(2) 撤去工事前の概略図（寸法が記載された平面図、立面図、断面図等）

(3) 撤去工事前のブロック塀等の写真（全景及び高さがわかるもの）

(4) 補助対象工事の施工写真及び当該工事後の全景が分かる写真

(5) 撤去工事の請求書の写し（補助対象経費の明細が分かるもの）

(6) 申請者が所有者の場合は、固定資産課税台帳（名寄帳）、固定資産評価証明書又は登記事項証明書により所有者が確認できる書類。法定相続人の場合は、登記事項証明書、遺産分割協議書等によりブロック塀等の所有者が確認できる書類。

(7) 納税証明書等により直近の固定資産税及び都市計画税を滞納していないことが確認できる書類

(8) 手続き等を申請者以外の者に委任する場合は、委任状

(9) 申請者以外に利害関係者がいる場合は、利害関係者に関する報告書

(10) その他市長が必要と認める書類

３　市長が前項の規定にかかわらず、書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

４　第２項の規定により交付申請をした者については、第１０条から第１３条までの規定は適用しない。

５　第２項の規定による交付申請をした者で、第９条第１項の規定による交付決定通知を受け取った場合の第１４条の適用については、同条中「前条の規定による補助金の交付額確

定」とあるのは、「第９条第１項の規定による交付決定」と読み替えて適用する。

附　　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

経過措置として、旧要綱により作成した用紙は、当面の間、所要の調整をした上、新要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。

附　　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

柏原市ブロック塀等撤去補助金交付要綱施行細則

（趣旨）

第１条　この細則は、柏原市ブロック塀等撤去補助金交付要綱（平成３０年８月２７日制定。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

第２条　削除

（補助金交付申請時の必要書類）

第３条　要綱第８条に規定する市長が別に定める必要書類とは、次に揚げるものとする。

(1) 付近見取り図

(2) 撤去工事前の概略図（寸法が記載された平面図、立面図、断面図等）

(3) 撤去工事前のブロック塀等の写真（全景及び高さがわかるもの）

(4) 申請者が所有者の場合は、固定資産課税台帳（名寄帳）、固定資産評価証明書又は登記事項証明書等により所有者が確認できる書類

(5) 申請者が法定相続人の場合は、登記事項証明書、遺産分割協議書等によりブロック塀等の法定相続人が確認できる書類

(6) 納税証明書等により直近の固定資産税及び都市計画税を滞納していないことが確認できる書類

(7) 撤去工事費用の内訳明細書

(8) 委任状（要綱に係る手続き等を申請者以外の者に委任する場合）

(9) その他市長が必要と認める書類

（撤去工事等の変更時の必要書類）

第４条　要綱第１１条第１項に規定する市長が別に定める必要書類とは、次に揚げるものとする。

(1) 変更の内容が確認できる書類

(2) 撤去工事に要する費用に変更がある場合はそれを確認できる内訳明細書

(3) その他市長が必要と認める書類

（完了報告時の必要書類及び報告期日）

第５条　要綱第１２条第１項に規定する市長が別に定める必要書類とは、次に揚げるものとする。

(1) 補助対象工事の施工写真及び当該工事後の全景が分かる写真

(2) 撤去工事費用の内訳明細書（変更がある場合に限る）

(3) 撤去工事の請求書の写し（補助金の代理受領を行う場合にあっては、その金額の内訳がわかるもの）

(4) その他市長が必要と認める書類

２　要綱第１２条２項に規定する、会計年度の３月１５日において休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日とする。

（補助金請求時の必要書類）

第６条　要綱第１４条第１項に規定する市長が別に定める必要書類とは、次に掲げるものとする。

(1) 撤去工事に要する費用が確認できる領収書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

（申請取下げ時の必要書類）

２　前項第1号の書類において撤去工事技術者が属する組織または当該除却工事関係者と異なるものが作成、発行したものについては無効とする。

（申請取下げ時の必要書類）

第７条　補助金交付決定前において、補助金の交付申請の取下げを行う場合は、別記様式３を市長に提出すること。

（申請期日）

第８条　要綱第８条に規定する指定期日とは、原則として、補助金の交付申請にかかる会計年度の１２月末日とする。（なお末日とは12月28日を指し、休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日とする。）ただし、補助金の予算範囲を超える場合は、その時点を指定期日とする。

（施行期日）

附　則

この細則は、平成３０年８月２７日から施行する。

附　　則

この細則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　　則

この細則は、令和３年４月１日から施行する。

附　　則

この細則は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

経過措置として、旧細則により作成した用紙は、当面の間、所要の調整をした上、新細則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附　　則

この細則は、令和６年４月１日から施行する。

附　　則

この細則は、令和８年４月１日から施行する。